

盛岡市余熱利用健康増進センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市余熱利用健康増進センター条例 平成13年12月26日条例第39号</p> <p>改正 略</p> <p>令和7年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市余熱利用健康増進センター条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 センターのプール及び浴場の使用者から別表第1に定める使用料を徴収する。ただし、規則で定める日のセンターのプールの使用料は、無料とする。</p> <p>2 センターのアリーナ、軽運動室及び会議室の使用料は、無料とする。ただし、これらの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これらの使用者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。 (5) 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用するとき。</p> <p>3 第1項本文及び前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和7年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の盛岡市余熱利用健康増進センター条例の規定は、この条例の施行の日以後にする盛岡市余熱利用健康増進センター条例第5条第1項の許可に係る使用料(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に</p>	<p>○盛岡市余熱利用健康増進センター条例 平成13年12月26日条例第39号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市余熱利用健康増進センター条例</p> <p>第1条から第7条まで 略 (使用料)</p> <p>第8条 センターのプール及び浴場の使用者から別表第1に定める使用料を徴収する。ただし、規則で定める日のセンターのプールの使用料は、無料とする。</p> <p>2 センターのアリーナ、軽運動室及び会議室の使用料は、無料とする。ただし、これらの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これらの使用者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>(1) 私的な催し等に使用するとき。 (2) 営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。 (3) 特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。 (4) 前3号に準じた目的に使用するとき。</p> <p>3 第1項本文及び前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第9条から第20条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

改正後

改正前

規定する指定管理者が管理する余熱利用健康増進センターのプール及び浴場にあつては、その利用に係る料金。以下同じ。) について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第8条関係)

区分		一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童	
プール	普通使用 (1回につき)	950円	540円	410円	
	回数使用	5回につき	3,830円	2,190円	1,640円
		10回につき	7,190円	4,110円	3,080円
		15回につき	10,060円	5,750円	4,310円
	団体使用 (1人1回につき)	670円	380円	280円	
浴場	普通使用 (1回につき)	540円	340円	200円	
	回数使用 (5回につき)	2,390円	1,370円	680円	

備考 団体使用の使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

別表第2 (第8条関係)

区分	午前10時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後8時30分まで	午前10時から午後5時まで	正午から午後8時30分まで	午前10時から午後8時30分まで
アリーナ	600円	1,200円	1,000円	1,800円	2,200円	2,600円
軽運動室	300円	600円	500円	900円	1,100円	1,300円
会議室	900円	1,800円	1,500円	2,600円	3,300円	3,900円

備考

別表第1 (第8条関係)

区分		一般	高等学校生徒	中学校生徒及び小学校児童	
プール	普通使用 (1回につき)	700円	400円	300円	
	回数使用	5回につき	2,800円	1,600円	1,200円
		10回につき	5,250円	3,000円	2,250円
		15回につき	7,350円	4,200円	3,150円
	団体使用 (1人1回につき)	490円	280円	210円	
浴場	普通使用 (1回につき)	400円	250円	150円	
	回数使用 (5回につき)	1,750円	1,000円	500円	

備考 団体使用の使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

別表第2 (第8条関係)

区分	午前10時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後8時30分まで	午前10時から午後5時まで	正午から午後8時30分まで	午前10時から午後8時30分まで
アリーナ	600円	1,200円	1,000円	1,800円	2,200円	2,600円
軽運動室	300円	600円	500円	900円	1,100円	1,300円
会議室	900円	1,800円	1,500円	2,600円	3,300円	3,900円

備考 アリーナ及び軽運動室を体育以外の目的で使用する場合の使用料の

改正後	改正前
<p data-bbox="181 220 1120 300">1 アリーナ及び軽運動室を体育以外の目的で使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の3倍に相当する額とする。</p> <p data-bbox="181 312 1120 386">2 市の区域内に住所、事務所又は事業所を有しない者が使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。</p>	<p data-bbox="1205 175 1910 210">額は、この表に掲げる額の3倍に相当する額とする。</p>